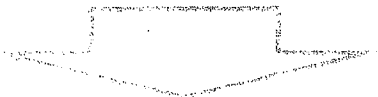


(参考資料4) 新たな生活困窮者対策の方向性について

新たな生活困窮者対策の方向性①

【今後の方向性】

- 生活保護制度の見直しに併せ、生活困窮者対策について、体系的・効果的に取り組めるよう、その法制化を図る。
- 新たな制度の円滑な実施を図るため、一定の準備期間を置くこととし、この間、モデル事業を全国的に実施する。



【具体的な見直しの方向性】

- 現行の求職者支援制度などを活用するとともに、一般就労が直ちには難しく、こうした既存の就労支援の対象となりにくい稼働層を中心に、次の対策を実施。そのための支援体制を全国の自治体で構築。
 - ※ 求職者支援制度の対象者は、ハローワークに求職登録をした求職者であって生活習慣が確立しており、訓練にも毎日通うことができる層を対象としている。
- 事業の実施にあたっては、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員の地域の民間団体等と積極的に連携・協働しながら推進。

新たな生活困窮者対策の方向性②

【具体的な対策】

I 就労促進のための支援

○自治体とハローワークが一体となった就労支援の抜本強化

- ・自治体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備することにより、就労支援が必要な生活困窮者を適切に把握し、早期に支援を開始。

○就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練(有期)を行う事業

- ・生活困窮者の状態に応じ、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。

○一般就労が困難な者に対する多様な就労体験等の場を提供する事業の育成支援等

- ・短期間での集中的な就労支援では、一般就労が困難な者に対して、支援つきの就労の場(清掃、仕分けなど軽易な作業等の機会)を提供する事業の育成等を支援。

II 離職により住まいを失った人等に対して家賃に充てるための費用を支給(有期)

III 利用者の状況に応じ最適な支援策を早期かつ包括的に提供する相談支援事業

- ・生活困窮者の抱える課題を把握し、必要な支援につなぐとともに、関係機関との連絡調整等を実施。

IV 家計が自己管理できない人への相談支援

- ・家計表の作成や必要に応じた貸付のあっせん等を行うことにより、自立に向けて家計の収支バランスの改善を支援。

V 生活困窮家庭の子どもへの学習支援・若者の就労支援等貧困の連鎖の防止のための事業

- ・生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や社会性の育成、日常生活習慣の確立のための支援を提供。

また、地域若者サポートステーションについて、拠点数の増加や学校等との連携による訪問型支援など早期支援のための機能を強化。

(参考資料5) 生活困窮者自立促進支援モデル事業について

生活困窮者自立促進支援モデル事業の進め方（案）

【平成25年度予算額（案）：3,008,000千円】

〔セーフティネット支援対策等事業費補助金〕

1. 事業の目的

- 生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を図るため、それぞれの状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。
- 本モデル事業は、平成25年1月25日付け「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書を踏まえ、生活困窮者に対する多様なサービスを包括的・個別的・継続的に提供していくものである。

2. 実施主体

- 原則として指定都市、中核市又は市区町村（広域連合、一部事務組合等を含む。また、町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。
なお、都道府県については管内町村部（福祉事務所を設置している町村を除く）を対象として、又は福祉事務所を設置している市区町村において相談支援体制を構築するための支援として取り組む場合とする。
- 事業は実施主体が自ら実施するほか、事業の全部又は一部を団体等に委託することが可能である。（事業内容ごとに異なる団体等に委託することも可能。）

3. 事業の内容

- 実施主体は、制度化に向けた計画的な体制構築を主体的に行うため、庁内体制の整備を行うとともに、関係機関との協議の場を設け、地域における課題の抽出及び生活困窮者の自立・就労支援等に必要な支援体系の検討を行うとともに、以下の事業を実施するものとする。

〈対象経費〉支援体系構築のための協議会等の開催経費 等

- また、事業の実施に当たっては、次の（1）の事業については必ず実施するものとし、その他の事業については、地域の実情に応じて実施するものとする。
なお、制度化を見据えて、次の（1）～（3）の事業については事業の運営方法（事業運営要領）を別途、定めることとしているので留意願いたい。

事業名	事業内容	対象経費
(1) 生活困窮者の自立に関する相談支援事業	○ 生活困窮者の相談に対応し、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画の作成を行い、(2)～(4)の事業や「住宅支援給付事業」などを含めた支援を包括的に行う。また、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関とのネットワークづくりを推進する。	相談支援員の人件費・活動費 等
(2) 就労促進のための支援事業	○ 相談支援事業におけるアセスメントを通じた支援計画に基づき、各種就労促進を行う。	
就労準備支援事業	○ 生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。対象者の状態に応じ、6ヶ月～1年の期間を設定する。	事業所の支援員の人件費、事業開始に必要な備品類、訓練に必要な消耗品等 ※ 支援対象者の工賃や手当については対象とならない。
中間的就労の推進	○ 直ちに一般就労に就くことが困難な者に対する、段階的に一般就労に向けた支援付きの訓練の場（中間的就労の場）を広めていくため、その育成支援を行う。	事業開始に必要な備品類、支援を行う職員の研修費、地域における「中間的就労」の啓蒙、事業実施のための調査・検討にかかる経費等 ※ 「中間的就労」は社会福祉法人、NPO、社団・財団法人、営利法人等の自主事業として実施することとしており、その運営に係る経費については対象とならない。
(3) 家計相談支援事業	○ 相談支援事業と連携しつつ、生活困窮者の家計の再生に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計等関するきめ細やかな相談支援を行う。	家計相談の支援員の人件費・活動費等
(4) その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業	例) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う。	コーディネーターの人件費・活動費、学生ボランティアの交通費、学習の場など会場借料 等

4. 関係機関、関係事業との連携

- 生活困窮者に対する支援は、本モデル事業の事業だけでなく、福祉事務所はもとより関係機関、関係事業との連携が重要であり、特に次の事業等との連携を確保すること。
 - (1) 住宅支援給付事業（現住宅手当緊急特別措置事業）
 - (2) 生活福祉資金貸付事業
 - (3) ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）
 - (4) 地域若者サポートステーション
 - (5) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 等

5. 補助額

- 本モデル事業の実施対象地域単位の人口規模に応じた上限額を設定
 - ・人口30万人を超える場合 6,000万円以内の必要額
 - ・人口30万人以下の場合 4,000万円以内の必要額

注1：補助額は予定であり、変更があり得る。

注2：モデル事業の実施期間が12月未満の場合、上限額は変動する。

6. その他

- (1) モデル事業の実施に当たっては、制度の本格実施に向けて計画的な体制構築を図るとともに、事業運営要領に基づいて生活困窮者への支援を行い、支援効果の検証や課題の把握、それらの国への情報提供を行う。
- (2) 申請件数が多い場合、地域バランスや人口規模のバランス等を考慮して採択を行う予定としている。

(参考資料6) 住宅手当緊急特別措置事業の見直しについて

平成 25 年度の改正概要について

1. 平成 25 年度における主な改正点

【背景】

住宅手当緊急特別措置事業は、リーマンショック後の失業者対策として、緊急的に講じた措置であるが、第 2 のセーフティネットとしての機能を果たしている一方で、現在においても生活保護受給者が増加している状況にあり、生活困窮者の就労自立を支援する策を引き続き講じる必要がある。

そのため、新たな就労支援策と併せて給付する形態とするなど、より効果的な就労自立支援を実施することにより、第 2 のセーフティネットとしての機能を高めていく。

【改正事項（要領に記載）】

① 名称：

(現行) 住宅手当緊急特別措置事業 → (改正後) 住宅支援給付事業

② 離職時期：

(現行) 平成 19 年 10 月 1 日以降に離職した者

→ (改正後) 申請時に離職後 2 年以内の者

③ 年齢制限：

(現行) 制限なし → (改正後) 申請時に 65 歳未満の者

④ 就職活動要件：

(現行) 就職活動要件

- (1) 毎月 1 回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- (2) 毎月 2 回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること



(改正後) 就職活動要件

- (1) 毎月 2 回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること
- (2) 毎月 4 回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

⑤ 新たな就労支援策：(新規事項)

原則として、受給者は次のいずれかの支援を受けるものとする。(例外：利用者自身の就職活動で就職が可能と判断される場合)

- (1) 日常・社会生活支援
- (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)(現行の「福祉から就労」支援事業)

※(1)(2)の支援の開始は、住宅支援給付支給開始時から 4 ヶ月目(延長開始時)までとする。

⑥ 支給期間：

(現行) 原則 6 ヶ月間が上限。一定の条件を満たす場合は、3 ヶ月間延長可能。

→ (改正後) 原則 3 ヶ月間が上限。一定の条件を満たす場合は、3 ヶ月間延長可能。

さらに、日常・社会生活支援又は、生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)を継続の必要があり、かつ、一定の条件を満たしている場合は、3 ヶ月間に限り再延長可能。

※一定の条件とは、受給中の就労活動要件の遵守及び延長申請時に支給要件を満たしていること。

【改正時期等】

- ・上記改正事項の⑤以外の改正については、平成25年4月以降の申請者より実施。
- ・⑤については、平成25年7月以降の申請者（当初＋延長）より実施。
- ・平成25年3月までの申請者については、従前の実施要領に基づき、実施することとする。
- ・平成25年4月から6月に申請した者の延長および「新たな就労支援」の取扱いについては、7月交付予定の実施要領に基づき実施すること。

2. 新たな就労支援策について

【新たな就労支援策：(新規事項)】

原則として、受給者は次のいずれかの支援を受けるものとする。ただし、離職理由、離職期間、資格の有無等を総合的に判断し、利用者自身の就職活動で就職が可能と判断できる場合（以下の就労支援が必要でない者）は、対象外とする。

(1) 日常・社会生活支援 <自治体による支援>

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）

（現行の「福祉から就労」支援事業）<ハローワークによる支援>

※ 新たな就労支援策の支援を拒んだ場合又は支援員等の指示に従わなかった場合は、中止とする規定を設ける予定。

【日常・社会生活支援】

就労意欲及び就労能力があっても、通常の就労活動のみでは、直ちに就労に結びつきにくい者に対し、生活のリズムづくりやコミュニケーション能力の向上など就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援から就労の際に役立つ基礎能力や基礎技能の習得支援などを就職活動要件を遵守しつつ、総合的に実施する。支援方法等については、以下のとおり

- 住宅確保・就労支援員等が申請時の相談段階や面談時の聞き取りなどによって、受給者の知識、能力、職業経験等を勘案し、その者にとって必要な支援を実施する。
- ただし、専門的知識が必要な場合や現行の体制では、人員不足である場合などは、専門職員等の雇用などによる住宅確保・就労支援員の増員や民間団体への委託により支援体制を確保する。
- 住宅確保・就労支援員等は、通常の面談等の支援を行いつつ、日常生活習慣の改善及び就労能力の向上をさせるための支援を実施する。
支援の方法は、支援員等により、直接実施する場合の他、支援員等がコーディネートをし、ハローワークなどで実施している「就職支援セミナー」などを受講させるといった間接的な支援も有効と考えている。

- 具体的な支援内容は、以下の支援を想定している。(この内容は一例であることから、それ以外にも、受給者にとって、有益な支援については、積極的に支援を実施してください) ※これらの取組は、実際に一部の自治体で実施されている取組

(1) 規則正しい生活の維持、引きこもり防止等のための支援

- ・面談の時間を一般的な職場の出勤時間にするなど午前中に実施。
- ・来所日以外には、午前中に電話連絡をし、生活状況を確認。
- ・自治体主催のイベントやボランティア活動に参加
- ・日常生活に関する支援 (例えば、生活費について、家計簿付けなど)

(2) 対人コミュニケーションの向上などのためグループ形式の支援

- ・受給者同士での情報交換の場の提供
- ・就業体験事業や就業体験型のボランティア事業を実施

(3) 社会人として必要な能力を習得させるための支援

- ・挨拶、言葉使い、身だしなみ (服装、髪型等の清潔感)、時間厳守など社会人としての基本的なモラルやマナー等の助言又は講座の実施
- ・パソコン実習 (操作方法や簡単な文書や表作成など)

(4) 就職活動に必要な知識等を習得させるための支援

- ・履歴書、職務経歴書、送り状などの書き方指導
- ・採用面接の受け方などの助言や模擬面接の実施
- ・過去の職歴や応募結果を振り返り、自己分析を指導
- ・ハローワーク等が主催する各種セミナーの参加要請
- ・ハローワークへの同行支援
- ・地域における労働市場の状況説明

